

平成29年度 リサイクル製品等認定制度 認定製品

高知県リサイクル製品等認定制度の概要

高知県では、廃棄物の発生抑制やリサイクル産業の育成を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するための方策として「高知県リサイクル製品等認定制度」を平成16年度から実施しております。

廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」と、環境に配慮した取組で優れた成果を挙げている県内の「環境配慮型事業所」、地域における循環型社会の形成に貢献していると認められた「エコショップ」について県が認定を行います。

平成29年度は、リサイクル製品として1製品が認定されました。

平成29年度新規認定リサイクル製品

- 認定番号 97
- 製品名称 再生密粒度アスコン13
- 品目 再生アスファルト混合物
- 循環資源 アスファルト・コンクリート塊

○製品説明

道路舗装工事で発生したアスファルト・コンクリート塊を骨材として再利用した再生加熱アスファルト混合物です。高知県内で発生したアスファルト・コンクリート塊を製品重量比で約37%使用しています。

道路舗装に使用されたアスファルト廃材を循環資源として利用することで省資源化に貢献します。



- 認定事業者名 株式会社南四国アスコン
- 製造加工事業所 株式会社南四国アスコン 高知工場（南国市稻生字上ヒラソ4012）



高知県リサイクル製品等
認定制度シンボルマーク

認定日：平成30年1月22日
認定期間：3年
（認定日から3年を経過した日の属する年度末まで）
担当課：林業振興・環境部環境対策課
連絡先：TEL 088-821-4524